

シニアかわらばん

このコーナーではシニア世代の皆さんにお伝えしたい
市政情報や講座案内などをまとめてご紹介します。

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金生活者を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには、請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象者

■ 老齢基礎年金を受給している人のうち以下の要件をすべて満たしている人。

- ・65歳以上
- ・世帯全員の市民税が非課税
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下

■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人のうち以下の要件を満たしている人。

- ・前年の所得額が約462万円以下



請求手続き

① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける人

対象となる人には、日本年金機構から10月中旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。（※すでに給付金を受給中の人は手続き不要です。）

② 年金を受給しはじめる人

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

※不審な電話や案内にはご注意ください。日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

問 国保医療課 国保年金係 (☎95-0123) ねんきんダイヤル (☎0570-05-1165)
刈谷年金事務所 (☎21-2110)

11月し尿収集予定表

【ご注意】下記日程で行います。留守の場合はし尿汲取り券に必ずご署名のうえビニール袋などに入れ、汲み取り口においておいてください。

日	曜日	記号	コース	記号	コース
1	日				
2	月	い	金山	A	山屋敷町
3	火	ろ	栄・新富・新地町・本町	A	山屋敷町
4	水	は・に	中山町・堀切	B	丸山
5	木	ほ	池端	C	弘法山
6	金	へ	上重原町		
7	土	へ	上重原町	C	弘法山
8	日				
9	月			D	東長篠
10	火	へ・と	上重原町・西中町	E	新池
11	水	ち	谷田町	E・G	新池・新田東
12	木	ち・り	谷田町・新林町	H	新田
13	金	ぬ	平草		
14	土				
15	日				

日	曜日	記号	コース	記号	コース
16	月			I・J	東広見・西広見
17	火	る	八ツ田町	K	弘法町
18	水	お	内幸町	L	山田谷
19	木	わ・か	西町・本町・中町	M	八橋町
20	金	よ	西町	M	八橋町
21	土				
22	日				
23	月			O	来迎寺町
24	火	た	旧国道沿	P	牛田町
25	水	れ	桜木町	P	牛田町
26	木	そ	劇場通	P	牛田町
27	金	つ	内幸町		
28	土	ね	宝町	Q	長田
29	日				
30	月	な・ら	西丘町・道瀬山	R	弘栄

問 環境課 ごみ減量係 (☎95-0126)

